

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

厚生労働省が取りまとめた喫煙の健康影響に関する検討会報告書、いわゆるたばこ白書によると、受動喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中や乳幼児突然死症候群などと因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターの報告では、国内の受動喫煙による死亡者数は年間約1万5,000人に上ると推計されている。

こうした公表データがある中、わが国においては、受動喫煙防止対策が世界保健機関（WHO）によって最低レベルの評価を受けており、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど国際的なイベントを控えていることから、現状からの脱却を図り、国民の健康を最優先に考えた受動喫煙防止対策の取り組みを進め、国際社会に発信していくことが重要である。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 受動喫煙防止対策を進めるため、早急に健康増進法の改正を行い、罰則付規制を設けること。なお、実施までに十分な周知期間を設けること。
- 2 規制の検討に当たっては、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員

及び維新の党中山真一議員